

改 正 後	改 正 前
<p><u>(上場有価証券等以外の株式の価額)</u></p> <p>9-1-13 <u>上場有価証券等以外の株式</u>につき法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合の<u>当該株式の価額</u>は、次の区分に応じ、次による。</p> <p>(1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められる<u>ものの価額</u></p> <p>(2) 公開途上にある株式（証券取引所が大蔵大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下9-1-13において「公募等」という。）が行われるもの（(1)に該当するものを除く。） 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p><u>(非上場株式で気配相場のないものの価額)</u></p> <p>9-1-14 <u>証券取引所において上場されていない株式のうち気配相場のある株式以外のもの</u>（以下9-1-15において「気配相場のない株式」という。）につき法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合の<u>事業年度終了の時ににおける当該株式の価額</u>は、次の区分に応じ、次による。</p> <p>(1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められる<u>価額</u></p> <p>(2) 公開途上にある株式（証券取引所が大蔵大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下9-1-14において「公募等」という。）が行われるもの（(1)に該当するものを除く。） 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>
<p><u>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</u></p> <p>9-1-14 法人が、<u>上場有価証券等以外の株式</u>（9-1-13の(1)及び(2)に該当するものを除く。）について法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時ににおける当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直審56・直審（資）17「財産評価基本通達」（以下</p>	<p><u>(気配相場のない株式の価額の特例)</u></p> <p>9-1-15 法人が、<u>気配相場のない株式</u>（9-1-14の(1)及び(2)に該当するものを除く。）について法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時ににおける当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直審56・直審（資）17「財産評価基本通達」（以下9-1-</p>

9-1-14において「財産評価基本通達」という。)の178から189-6まで(取引相場のない株式の評価)の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

- (1)
- (2)

(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

(企業支配株式等の時価)

9-1-15 法人の有する企業支配株式等(令第119条の2第2項第2号(企業支配株式等の意義)に規定する株式又は出資をいう。以下9-1-15において同じ。)の取得がその企業支配株式等の発行法人の企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とする。

(廃止)

15において「財産評価基本通達」という。)の178から189-6まで(取引相場のない株式の評価)の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

- (1)
- (2)

(企業支配株式の時価)

9-1-16 法人が有する企業支配株式についてその取得が当該株式の発行会社の企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式の価額は、当該株式の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とする。

(外貨建公社債等の評価損)

9-1-16の2 法人の有する外貨建公社債(転換期間満了前の転換社債及び新株引受権付社債を除く。)、外貨建てのコマーシャル・ペーパー及び外国法人の発行する外貨建ての譲渡性預金証書(以下9-1-16の2においてこれらを「外貨建公社債等」という。)に係る外国通貨について令第139条の3第2項第1号(取得時換算法の特例)に掲げる事実が生じた場合には、当該事実をもって当該外貨建公社債等につき令第68条第2号ニ(有価証券の評価損の計上ができる場合)に掲げる事実が生じたものとする。

(注)1 法人が、分離型の新株引受権付社債に係る新株引受権及び社債につき、

改 正 後	改 正 前
<p>(事業供用が著しく遅延する場合の評価損)</p> <p><u>9-1-16</u></p> <p>(固定資産について評価損の計上ができない場合の例示)</p> <p><u>9-1-17</u></p> <p>(土地の賃貸をした場合の評価損)</p> <p><u>9-1-18</u></p> <p>(減価償却資産の時価)</p> <p><u>9-1-19</u></p>	<p><u>その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債は、外貨建公社債等に含まれる。</u></p> <p><u>2 外国為替相場の著しい変動があったかどうかの判定については、13の2-1-17《取得時換算法—為替相場の著しい変動があった場合の外貨建債権債務の換算》の取扱いの例による。</u></p> <p>(事業供用が著しく遅延する場合の評価損)</p> <p><u>9-1-17</u></p> <p>(固定資産について評価損の計上ができない場合の例示)</p> <p><u>9-1-18</u></p> <p>(土地の賃貸をした場合の評価損)</p> <p><u>9-1-19</u></p> <p>(減価償却資産の時価)</p> <p><u>9-1-20</u></p>